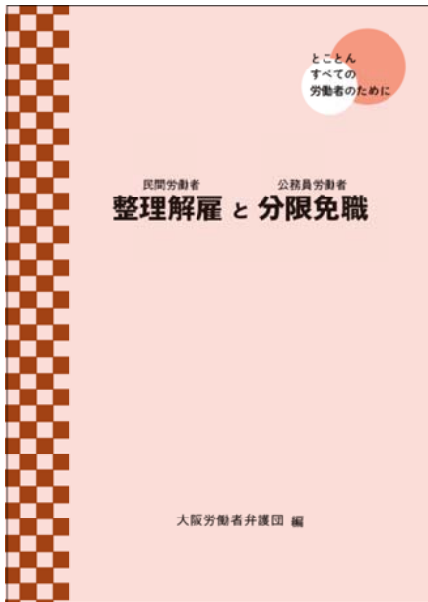


民間労働者 公務員労働者 整理解雇 と 分限免職

日々労働事件に取り組む弁護士が、整理解雇や分限免職と闘うための武器を作りました。

と
い
う
と
ん
す
べ
て
の
労
働
者
の
た
め
に

二〇一四年五月二三日発行



突然「仕事をやめてください」と言われたら、あなたやあなたの家族はどうなりますか？

とてもつらいことですし、何より生活ができません。それは民間労働者も、公務員労働者も同じ。

本書は、民間労働者の整理解雇と公務員労働者の分限免職を比較して検討したほかに類をみない一冊です。

本書には民間の整理解雇の分野について、最新のものも含めて裁判例が多数掲載されています。その上、整理解雇との闘い方についても、民間労働者の労働事件に精通する弁護士によるノウハウが満載です。

また本書の執筆陣には、大阪市の公務員労働組合や公務員労働者の労働事件を担当している弁護士もいます。そのため、公務員の分限免職については過去の裁判例や人事院の判定等を紹介しつつ、公務員の「身分保障」という本質論とともに、実践的な観点からも執筆されています。

安易な整理解雇や分限免職にどう対抗していけばよいか。その武器として本書を活用してください

判例資料もたっぷり充実 B5版103頁

価格1700円〔送料込〕

2012年改正法対応『活用しよう「改正」労働契約法』B5版160頁
2013年4月発行 税込1700円も好評発売中です。お問い合わせは大阪労働者弁護団まで

申込書

お申込はFAXで 06-6364-8621まで

『整理解雇 と 分限免職』を _____ 冊 申し込みます。
(@1700円送料込)

お名前

ご担当 ()

ご送付先：〒

お電話番号



■お申込・お問い合わせ 大阪労働者弁護団 事務局■

〒530-0047 大阪市北区西天満4-5-8 八方商事第2ビル5階 電話06-6364-8620 FAX06-6364-8621
<http://http://osaka-rouben.org/> メール：osaka-rouben@nifty.com

民間労働者 公務員労働者 整理解雇 と 分限免職

目次

第1章 民間における整理解雇法理の展開	4 分限免職処分への制度趣旨
第1 解雇、退職事由の整理	5 公務員の「身分保障」の意義・趣旨
第2 整理解雇の要件・概説	6 分限処分一般に関する原則、裁量の範囲など
1 整理解雇（人的リストラ）とは	第2 裁判例・人事院判定の紹介
2 整理解雇の四要件	1 北九州市病院局事件（福岡高判S62. 1. 29）
3 整理解雇の判断は「四要件」なのか「四要素」なのか	2 小美玉市職員事件（水戸地判裁H24. 11. 29）
第3 整理解雇の要件・各論	3 社会保険庁職員事件 （人事院判定H25. 3. 29人事院指令13-7）
1 人員削減の必要性（第1要件）	4 その他の4号の裁量権に関する裁判例
2 解雇回避努力（第2要件）	第3 民間の整理解雇法理との比較
3 被解雇者の人選基準とその適用に合理性があること （第3要件）	1 民間の整理解雇法理
4 被解雇者、労働組合と十分な協議をつくしたこと （第4要件）	2 「①人員削減の必要性があること」
5 各要件の関係	3 「②使用者が解雇回避努力を尽くしたこと」
6 整理解雇を有効とした裁判例	4 「③人選に合理性があること」
第4 工場・支店・部門の閉鎖等と整理解雇	5 「④被解雇者、労働組合との説明協議を尽くしたこと」
1 概説	6 まとめ
2 裁判例	第4 地方公務員の「身分保障」その他
第5 その他の問題	1 地方公務員の「身分保障」と分限免職処分
1 会社解散と整理解雇	2 公務の民営化
2 会社更生手続や民事再生手続と整理解雇	第5 分限免職処分に関するその他の問題
3 変更解約告知との関係	1 分限免職処分をめぐる団体交渉について
第6 韓国の整理解雇法制	2 労働組合・職員団体
1 日本における整理解雇法制	3 条例化
2 韓国における整理解雇法制	第6 地方独立行政法人化と公務員労働者の権利
3 整理解雇後の措置	1 はじめに
第2章 公務員の整理解雇的分限免職処分の検討	2 労働者の位置付け
第1 地方公務員の民営化	3 地方独立行政法人への移行と労働者の処遇
1 地方公務の民営化の主要なパターン	4 地方独立行政法人化と労働者の労働条件
2 分限免職処分とは	5 地方独立行政法人と労働組合の関係
3 分限免職処分に関する規定	6 独法化と労働者の労働条件に関する判例
	7 まとめ
	第7 公務の民営化問題における労働者の権利と民間におけ る転籍問題
	1 問題の所在
	2 民間企業における転籍
	3 公務員の場合
	4 民間における事業組織の再編、公務の民営化における 労働者の選別の問題
	5 まとめ

第3章 資料編

重要裁判例：15

- 大村野上事件・長崎地裁大村支部判決 S50. 12. 24
- スカンジナビア航空事件・東京地裁決定 H7. 4. 13
- ヴァリグ日本支社事件・東京地裁判決 H13. 12. 19
- 山田紡績事件・名古屋地裁判決 H17. 2. 23
名古屋高裁判決 H18. 1. 17
- 泉州学園事件・大阪高裁判決 H23. 7. 15
- みくに工業事件・長野地裁諏訪支部判決 H23. 9. 29
- 東洋酸素事件・東京高裁判決 S54. 10. 29 5
- ナショナル・ウエストミンスター銀行（2次仮処分）事件・東京地裁決定H11. 1. 29

その他の裁判例：45

その他の書籍も販売中です。労働者のための公開講座・法律相談など、
大阪労働者弁護団の活動はHPをご覧ください。<http://osaka-rouben.org/>



とことん
すべての
労働者のために

